

(平成21年3月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年8月から41年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から43年3月まで

昭和39年10月から43年3月までの国民年金保険料を46年6月10日に還付したになっているが、自分も妻も還付を受けた記憶が無く、また、40年8月から41年7月までの期間が未加入期間となっていることも納付できない。還付を受けていれば何らかの書類を持っているはずだがそれらしきものは無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたが、昭和40年8月から41年7月までの期間を除く期間は、厚生年金保険の加入期間であり、社会保険庁の記録上、国民年金の被保険者でなかった期間とされ、納付した国民年金保険料が還付されていることについて不自然さはみられない。

また、社会保険事務所に保管されている申立人の国民年金被保険者台帳には、還付対象期間、還付金額及び還付決定日が記載されており、市役所の被保険者名簿にも、還付請求書の受付年月日及び還付期間が記載されているが、これらの記載内容に不自然な点は無く、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらないことから、還付されていることについて不自然さはみられない。

一方、申立期間のうち、昭和40年8月から41年7月までの期間については、厚生年金保険の被保険者期間ではなく、国民年金の強制加入被保険者となる期間であるにもかかわらず、不適切な資格喪失手続により還付手続を行い、未加入期間として処理されていることが推察されることから、当該期間の国民年金保険料は納付済期間とすることが妥当である。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和40年8月から41年7月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和52年2月及び同年3月
勤務していた会社が倒産したので、将来のことを考えて、市役所に出向き国民年金の加入手続をした。
後日、市役所より送付されてきた納付書により、妻が勤務先の近くの金融機関で国民年金保険料を納付してくれたのに、未納となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻、長男誕生後に会社が倒産したので、将来のことを考えて、すぐに市役所で国民年金に任意加入したと主張しており、申立人所有の国民年金手帳及び社会保険庁の記録から、申立人が厚生年金保険資格喪失後の昭和52年2月25日に国民年金に任意加入していることが確認でき、申立人の申立内容も具体的で不自然さはみられない上、申立期間は2か月と短期間である。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻が、申立期間当時、申立人の妻の勤務先近くの金融機関で、申立人の国民年金保険料をまとめて納付したことを鮮明に記憶しており、当時その金融機関は、市の公金取扱事務における指定金融機関であり、国民年金保険料の納付が可能であったことから、申立人の妻から聴取した内容に不自然な点は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立事業所における資格取得日に係る記録を平成13年6月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年6月4日から同年7月1日まで

私は、申立ての事業所に平成13年6月4日に入社したが、社会保険庁の記録では同年7月2日となっている。同年7月25日支給の給与明細書から、6月分の厚生年金保険料が控除されているので、同年6月4日から厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立ての事業所が保管する給与明細書及び雇用保険の記録により、申立人が平成13年6月4日から申立ての事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書における厚生年金保険料の控除額及び平成13年7月の社会保険事務所の記録から24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人に係る厚生年金保険料を納付済としているが、申立人に係る「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、申立人の厚生年金保険の資格取得日は平成13年7月2日となっていることから、事業主が同日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立ての事業所における申立期間①の資格取得日に係る記録を昭和46年12月1日、資格喪失日に係る記録を47年5月1日に訂正し、申立ての事業所における申立期間②の資格取得日に係る記録を47年6月1日、資格喪失日に係る記録を48年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和46年12月1日から47年5月1日まで
②昭和47年6月1日から48年8月1日まで

昭和46年11月中頃からA社B支店の事務所へ事務員・雑用係として勤務していたが、その事務所は47年4月30日に閉鎖となった。

また、昭和47年5月ごろからは別の事務所へ勤務し、48年7月末ごろ結婚のため退職した。

給与明細書では、昭和46年12月から47年4月まで及び同年6月から48年7月までの厚生年金保険料が控除されている。厚生年金保険に未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出のA社B支店発行の昭和46年12月分から47年4月分の給与明細書、同年6月分から48年7月分までの給与明細書、47年分源泉徴収票及び雇用保険被保険者記録により、申立人が、申立期間①及び②の期間、申立事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書の厚生年金保険料控除額から、申立期間①及び②の期間のいずれも3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は「昭和45年2月頃から53年2月頃にかけて厚生年金保険の加入漏れがあったという事実を、55年に確認しました。55年当時、確認できた者のうち遡及して厚生年金保険被保険者資格取得の手続など訂正が可能であった者は訂正を行った経緯があります。」と回答している。また、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者原票において健康保険番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い上に、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年12月から47年4月までの期間及び同年6月から48年7月までの期間の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年7月から14年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年7月から14年6月まで

平成13年ごろ、国民年金保険料の全額免除を申請したところ承認された。その後心配になり、社会保険事務所に相談したところ、2年前までさかのぼって納付ができることを知ったので、送られてきた納付書で15年8月から納付した。その時の領収書は無いが、家計簿に納付したことが記載されていたので、平成13年度の全額免除期間及び14年4月から同年6月までの未納期間を納付済みにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された家計簿によると、申立人がさかのぼって国民年金保険料を納付したとする平成15年8月から18年11月にかけて21回にわたる国民年金保険料の支払記録があり、金額はすべて一人分の保険料額となっている。

一方、社会保険庁の納付記録から申立人及びその夫の平成15年8月以降の納付日を確認すると、18年11月までの間に申立人は13か月（14年7月から同年9月までの期間、同年11月から15年3月までの期間、15年5月、同年9月及び16年8月から同年10月までの期間）、申立人の夫は8か月（13年7月、同年10月、同年12月から14年4月までの期間及び15年9月）の国民年金保険料を1か月分ずつ納付（申立人及びその夫の納付日は異なり、合計で21回納付）しており、家計簿に記載の支払日はこの納付日と一致している。このことから、21回にわたる家計簿の国民年金保険料の支払記録は、申立人又はその夫の既に納付済みとなっている期間に係るものと推認される。

さらに、提出された家計簿のほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを推認できる資料が無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 6 月から 61 年 10 月 1 日まで
② 昭和 61 年 12 月 30 日から 62 年 12 月 31 日まで

社会保険事務所に期間照会したところ、昭和 60 年 6 月から 62 年 12 月まで勤務していたA社での加入記録が、61 年 10 月 1 日から同年 12 月 30 日までしか無いと回答があった。

申立期間について、給与明細は残っていないが、保険料は引かれていた。トラックの運転手として勤務し、何人かの同僚を覚えているので、調査をお願いする。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の「申立人は、昭和 60 年 10 月には勤務していた」との供述から、申立人が申立期間①について、申立ての事業所に勤務していたことは推認することができるが、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管する申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人は、昭和 61 年 10 月 1 日に資格取得していることが確認でき、オンライン記録により、資格喪失日は同年 12 月 30 日であるとされており、申立期間①及び②に係る健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の名前は無い上、雇用保険の加入記録も厚生年金保険加入期間と一致しており、申立期間についての記録は無い。

さらに、申立ての事業所の説明によると、当時は採用から 2、3 月後には、厚生年金保険の加入手続を行っていたとしているが、当時の関係資料はすべて処分されているため、申立てに係る事実を確認することができず、申立

人の記憶する同僚、当時の社会保険労務士及び関係者等に聴取しても、申立人の在職期間や保険料控除に関する具体的な供述は得られず、このほかに、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年ごろから57年ごろまで
② 昭和58年6月から61年11月1日まで

私は、昭和55年ごろから57年ごろまでA社に勤務し、その後、58年6月から62年10月10日までB社に勤務していた。

しかし、社会保険庁の記録では、A社に勤務していた期間については未加入とされており、また、B社に勤務していた期間については昭和61年11月1日から62年10月10日までの期間しか厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が申立ての事業所に勤務していたことは、当該事業所で申立人と一緒に勤務していた同僚等の供述から推認することができるが、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所の記録から、申立ての事業所は申立期間①において厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できるが、社会保険事務所が保管する申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間を含む昭和53年3月21日から58年11月21日までの期間の健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の名前は無い。

さらに、申立人に係る雇用保険の加入記録は確認できず、このほかに申立人の保険料控除に係る供述を得ることができる同僚等は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人が申立ての事業所に勤務していたことは、雇用保険の記録及び同僚等の供述から推認することができるが、申立人が厚生

年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所の記録から、申立ての事業所は申立期間②において厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できるが、申立人の当該事業所における厚生年金保険の資格取得日は昭和61年11月1日と記録されており、雇用保険の資格取得日と同一日となっている。

さらに、当該事業所において申立人と一緒に勤務していた同僚等に聴取しても申立人の保険料控除を裏付ける供述を得ることはできず、このほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 3 月 1 日から平成 4 年 3 月 31 日まで
社会保険庁の記録では、申立期間の標準報酬月額が 28 万円から 38 万円とされているが、当時、私は手取りで月額 41 万円前後の給与をもらっており納得できない。給与明細は無く、詳細は不明だが、調査の上、申立期間に係る標準報酬月額を訂正して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る給与を月額 41 万円前後受け取っていたと主張しているが、その事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、社会保険事務所が保管する申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の標準報酬月額を遡及して訂正した形跡は無く、申立ての事業所の役員である申立人と事業主の申立期間に係る標準報酬月額の定時決定及び随時改定は、全て同額で届出がなされていることが確認できる上、4 名の従業員の標準報酬月額の推移をみても、不自然さはうかがえず、申立人の標準報酬月額のみが不合理である事情はうかがえない。

さらに、申立ての事業所では、申立期間に係る保険料納付額についての資料は無いとしているが、社会保険庁の記録にある標準報酬月額による保険料を給与から控除し納付していたと供述しており、このほかに、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 7 月 28 日から 55 年 9 月 1 日まで
② 昭和 52 年 4 月 16 日から 53 年 3 月 10 日まで

申立期間①又は②のいずれかの期間に、A社B営業所で、冬の寒い時期に6か月程度、紳士服の営業をしていたが、社会保険庁の記録では厚生年金保険の加入記録が無い。当時、結婚して子供もおり、社会保険に加入できる会社に就職し、国民健康保険に加入したこともないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、当初、申立期間①について、A社B営業所での勤務を主張していたが、雇用保険の加入記録により、申立期間①のうち昭和54年8月6日から55年5月25日についてはC社で勤務していたことが判明したことから、申立期間を変更しており、在籍期間についての記憶があいまいである。

また、申立ての事業所であるA社B営業所は、申立期間①の時期には別会社であるD社として独立している時期であり、事業所名も異なっていることから、申立人がA社B営業所で勤務していたとする時期は申立期間①でないことが推測できる。

さらに、社会保険事務所が保管するD社の厚生年金保険被保険者原票の健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の名前は無い。

2 申立期間②について、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間に係る健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の名前は無い。雇用保険の加入記録も確認できない。

また、A社に照会しても、社員名簿に申立人の記録は無く、当時の関係資料は残っておらず詳細は不明であるとしている。

さらに、申立期間②については、申立人は国民年金の被保険者期間であり、

一部未納期間はあるものの、昭和 52 年 4 月から同年 11 月までの期間の保険料を現年度納付していることが確認できる。

- 3 いずれの申立期間についても、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、ほかに、申立ての事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 546

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月28日から4年1月1日まで
平成3年10月1日にA社に入社し、同年12月末に退職した。

私は、会社側に平成3年12月31日で退社すると申し出て了承されたにもかかわらず、同年12月27日に退社したことになっていた。12月31日まで厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、申立事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は平成3年10月1日、資格喪失日は同年12月28日であることが確認できる。

また、申立事業所における申立人に係る雇用保険被保険者記録においても、同日に雇用保険の被保険者資格を得喪していることが確認できる。

さらに、申立事業所は既に解散しており、同事業所の元役員からは申立人の申立事業所における勤務実態は確認できない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとする事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年6月1日から同年9月5日まで

私は、昭和22年4月に申立事業所が実施した就職試験を受験し、同年6月1日に就職した。当時一緒に就職した者は10数名だったと思うが、業務見習いのかたわら一緒に研修を受けたことを覚えている。

私が同年6月に就職したことは、その当時、休日には度々市内で会っていた同級生がよく覚えているので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとする申立事業所は、社会保険事務所の記録によると、厚生年金保険の新規適用年月日が昭和17年1月1日であることから、申立期間当時は適用事業所であったことが確認できるが、社会保険事務所が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録では、申立事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は22年9月6日、資格喪失日は23年5月1日となっており、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の加入記録は無い上、これらの記録は当該事業所の保有する労働者名簿の記録と合致する。

また、申立人の同級生の供述により、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認することができるが、申立人が申立期間に勤務していたことを裏付ける供述は得られない上、申立人と同期入社と同僚における厚生年金保険の資格取得日も申立人と同日となっており、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

さらに、申立人は、申立期間当時、給与から厚生年金保険料を控除されていたことに関する具体的な記憶が明らかでなく、このほか、申立てに係る事実を

確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年11月から23年8月まで

私は、年金受給手続でA社の厚生年金保険の記録が無いことを知り、改めて社会保険事務所に調査依頼をしたが記録が無い旨の連絡を受けた。

当時の会社の経理担当責任者から「社員として給与は会社で支払っていたことに間違いなく、社会保険事務所に問い合わせをするよう。」と説明を受けたため、再度社会保険事務所へ調査依頼したところ適用事業所として見当たらない旨の回答を受けた。

厚生年金保険の記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の元経理担当責任者が署名した就職経緯（職務経緯記載）から、申立人は当該事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかし、社会保険庁のオンライン記録から申立事業所及び類似する名称の事業所について確認したところ、申立事業所と類似する名称の事業所は41社あり、このうち申立人が供述した申立事業所の所在地と同一の都道府県に所在する事業所が6社みられたが、いずれも申立期間後に新たに厚生年金保険の適用事業所となったものであり、申立期間当時は社会保険事務所に適用事業所として届出をしていなかったものと推認される。なお、申立人が出向先として主張するB社についても確認したところ、類似する名称の事業所は5社みられたが、このうち申立事業所の所在地と同一の都道府県に所在する事業所は1社であるが、申立期間後に新たに厚生年金保険の適用事業所となったものである。

また、社会保険事務所が保管している厚生年金保険被保険者台帳索引簿で申立人の厚生年金保険被保険者記号番号の払出しを確認したところ、現在払い出されている申立人の記号番号は申立期間後の昭和23年9月1日に初めて払い

出された記号番号であり、それ以前に別の記号番号が払い出された事情は見当たらない。

さらに、申立人が提示した所在地、事業所名では商業登記簿に該当事業所が無いため事業所照会ができず、申立人が提示した申立事業所の元経理担当責任者についても、社会保険庁のオンライン記録では申立期間については厚生年金保険被保険者資格者である旨の記録は見当たらない上、この者は既に死亡しており、また、申立人が提示した同僚8人については8人とも同姓同名の者が多数みられる上、生年月日が不明であるため特定できず事情の聴取ができない。

加えて、申立人は給与明細書等厚生年金保険料が控除されていることを示す書類を所持していない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 23 日から同年 8 月 10 日まで
平成 17 年頃に厚生年金保険加入状況を社会保険サービスセンターで調査してもらったときには、申立てに係る事業所に勤務していた記録が入力されていたが、19 年頃に再度調査したときには記入漏れだったので同意できない。

第3 委員会の判断の理由

申立ての事業所の当時の事業主は、「勤務期間ははっきりしないが申立人は臨時雇として勤務していた。」と回答していることから、申立人が同社で勤務していたことは推認することができるものの、申立人が申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管する申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険番号に欠番は無く、申立人の記録は無い。

さらに、当時の事業主は、「申立人は臨時雇のため厚生年金保険等の社会保険には加入させていなかったと思う。」と供述しており、申立期間について申立人の雇用保険被保険者記録も無い。

このほか、申立内容を裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 2 月 1 日から平成 2 年 8 月 1 日まで
Aに勤務していた当時は、月額で 30 万円又はそれ以上の給与をもらっていたが、標準報酬月額は最高でも 24 万円となっている。標準報酬月額に誤りがあったと思うので、正しい額に訂正してもらいたい。裏付けとなる給与明細書(昭和 59 年以降)を添付して申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与明細書における厚生年金保険料の控除額をみると、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録における標準報酬月額に基づき、厚生年金保険料が正しく控除されていることが確認できる。

また、給与明細書の添付が無い昭和 58 年 12 月以前については、厚生年金保険料の控除額は明らかではないが、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によれば、昭和 48 年 2 月 1 日から平成 2 年 8 月 1 日までの間の標準報酬月額は、1～2年に1回のペースで、8 万円から 20 万円へと推移しており、順次改訂されていることが確認できる。

さらに、申立人から提出された給与明細書上の給与支給額と事業主から社会保険事務所に届出された標準報酬月額が相違していることは確認できるものの、申立てに係る事業所は平成 2 年 9 月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿上も解散により閉鎖され、代表者も死亡していることから、当時の状況を聴取することができる関係者が見当たらず、標準報酬月額が相違した理由は不明である。

加えて、仮に、「実際の報酬月額に基づく標準報酬月額」が「実際に控除された保険料に基づく標準報酬月額」を上回ったとしても、厚生年金保険法第

75 条は、保険料を徴収する権利が時効によって消滅したときは、当該保険料にかかる被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとしていることから、本件については、標準報酬月額の変更を記録上行ったとしても、保険給付には反映されない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 552 (事案 398 再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和30年3月12日から33年9月25日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

申立人は、申立期間のうち、昭和33年9月25日から35年3月31日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和30年3月12日から33年9月25日まで
②昭和33年9月25日から35年3月31日まで

年金記録確認広島地方第三者委員会の相談結果が納得できるものではないため再申立てをする。

申立内容は当初のものと相違するものではない(添付資料なし)。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、被保険者名簿に「脱」表示が有り、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い上、被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和34年1月23日に支給決定されていること、及び申立期間②については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、被保険者名簿に欠番は無い上、申立人の名前は無いことから、既に当委員会の決定に基づく平成20年12月10日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は「年金記録確認広島地方第三者委員会の相談結果が納得できるものではないため。」と主張するが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間のうち、昭和30年3月12日から33年9月25日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと、また、

申立期間のうち、33年9月25日から35年3月31日までの期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。